

03-02: 所有権移転(包括承継)

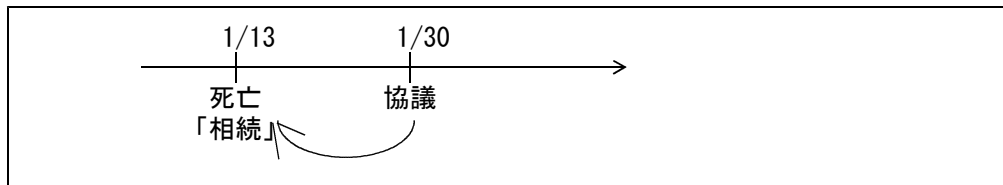
→遺産分割協議により、直接所有権を取得する場合 [58書式] [H12書式] [H18書式]

登記の目的	所有権移転		
原因	令和〇〇年 1月13日 <u>相続</u>		
相続人	(被相続人 春木一郎) 大阪市北区老松町一丁目2番3号 春 木 つ か さ		
添付書類	登記原因証明情報 (相続証明書)	住所証明書	代理権限証書
課税価格	金12,345,000円		
登録免許税	金49,300円		

注意事項

①原因

- 遺産分割協議により、直接、取得者名義に「相続」を原因とした相続登記を認める (昭19.10.19民甲692号)
→尚、遺産分割の効果は相続時に遡及する (民909) [58-17(4)] [H9-22(I)]



②添付書類

住所証明書 (令別表30ロ)

→春木つかさの住民票等を添付する

登記原因証明情報 (相続証明書) (61.63Ⅱ)

- 被相続人の除籍謄本 + 相続人の戸籍謄本 + 遺産分割協議書 (印鑑証明書: 有効期限なし)
→ 印鑑証明書は、申請人を除く 他の相続人のもの を添付すれば足りる (昭30.4.23民甲742号) [59-15(2)]

遺産分割協議証書	
令和〇〇年1月13日、大阪市北区老松町一丁目2番3号、春木一郎の死亡によって開始した相続につき、 相続人全員 は、下記の相続財産につき、次のとおり遺産分割の協議をし決定した	
不動産の表示 (略) 上記不動産を 春木つかさ が単独相続するものとする	
上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自記名押印する。	
令和〇〇年 1月 30日	
大阪市北区老松町一丁目2番3号	
相続人 春 木 つ か さ (認印)	
同所 同番 同号	
相続人 春 木 の ぞ み (実印)	

+ 春木のぞみの印証

